

目次

- I お祭りの協賛金について
- II 知っておきたい！相続税の対策について

I お祭りの協賛金について

花火大会、盆踊り、収穫祭など夏から秋にかけては多くのお祭りが催されます。

こうした催事にあたり、地域社会を形成する一員として法人や個人事業主が、主催者や運営者に対して協賛金を支払う機会もあるでしょう。

この協賛金は、「事業に直接関係のない者に対して金銭の贈与をした場合」とされ、原則として法人税法上は寄付金、消費税法上は不課税取引として取り扱われるようになります。

原則は寄付金ですが、協賛金の名目であってもケースによって税法上の取り扱いが異なることもあります。

(1) 広告宣伝効果を見越した場合

のぼりや提灯に企業名を入れたり、パンフレットやホームページに協賛企業の広告掲載があったり、花火の打ち上げ時に企業や商品名のアナウンスがあったりなど、不特定多数の方に対する広告宣伝効果を見越して協賛金を支払った場合は、広告宣伝費となります。

この場合、消費税については、広告効果という対価があるので課税取引となります。

ただし、神社の祭礼等の寄贈金や奉納金は、広告宣伝とはいえません。



(2) 祭りの主催者が取引先である等の場合

祭りの主催者が取引先であったり、取引先獲得の為に協賛金を支払った場合には、「事業に直接関係のない者…」とはならないので、交際費となる場合があります。

消費税については、対価がないので不課税取引となります。

(3) 主催者に渡すためお神酒等の物品を購入した場合

基本的には、寄付金となりますが、上記(2)のように事業に関係する取引先に渡した場合は、交際費となります。

消費税については、物品としての対価があるので課税取引となりますが、ビール券や商品券などは非課税取引となります。



法人の場合には、誰に(事業関係者か否か)、何の為に(寄贈か、広告か、取引円滑拡大目的か)によって取り扱いが変わります。

消費税については、対価性があるか否かによって取り扱いが異なります。

また、個人事業者の場合には、協賛金が事業遂行上必要な経費か否かがポイントとなります。必要な経費であれば所得税の計算上全額が必要経費となります。消費税については法人の考え方と同じです。

協賛金という名目でも実際のケースによって異なります。

ご不明な点は、弊事務所へご相談下さい。

・法人税法の取り扱い

寄付金	一定限度額を超えた支払い額が損金不算入
広告宣伝費	支払い額の全額が損金算入(不相応に高額な場合を除く)
交際費	支払い額の10%が損金不算入(一定規模法人の一定金額内に限る)

～ 業務提携(予定)のお知らせ ～

うわの隆 税理士事務所は、山崎大輔 社会保険労務士事務所と業務提携をいたします。

山崎大輔 社会保険労務士事務所は、当税理士事務所内で平成22年9月1日に開業する予定で、社会保険・労働保険分野におけるコンサルティング、書類作成・提出の代行、年金相談等のサービスをご提供いたします。

これにより、社会保険や労務のご相談・ご要望につきましても社会保険労務士を通じ、ご対応が可能となります。

何卒、ご用命を賜りますようお願い申し上げます。

II 知っておきたい！相続税の対策について

1 はじめに

相続税の税率は、最高50%（最低10%）と税負担が重くなっています。

相続が開始された後で「事前にこうしておけばよかった」と言っても後の祭りです、通常は相続開始前に相続税の対策を半分以上行うもので、これにより相続税についての不安解消、相続税の節税、納税資金の確保が出来ます。

この対策には、「相続財産はどの位あって納税見込額を把握」し、「トラブルのない遺産分割の対策（円満相続・遺言書作成・事業承継等）」をとり、納税資金に充てる財産の確保や延納・物納の検討などの「納税対策」や、無理のない「節税対策」をそれぞれ時間をかけて行うものであります。

(1) 相続財産はどれだけあるか

まず、あなたの相続財産がどれだけあるか調べてみましょう。それにより相続税がかかるかどうか検討します。最初から特例などにより相続税がかからない場合もあり、事前に節税対策を行って税額でどの程度効果があるのかを判断しないのでは、費用対効果の効率面で意味がないことにも成りかねません。何よりも全体を把握すれば個々の課題も見えてくるものです。

(2) 遺産分割のトラブルをなくす対策

相続財産の分割をめぐることは、よく相続人間での醜い相続争いを見聞きします。

生前中には、家族は円満で、子供たちも仲良くとても相続争いがあり得ないと思われていた親族も、一旦、相続が発生したとたんにも利かない相続人間に変身し、弁護士等を巻き込んでの話し合い（争族）と化します。生前にこのようなトラブルを避ける対策を考えておく必要もあるのではないかと思います。

その一つとして「遺言書」の作成があります。

イ 遺言書は「公証人役場」での作成が最良と思われれます。

その記載に当たっては、遺留分を意識した考えで、相続税の申告及び納税も考慮に入れたものであることが望ましいことです。

- ① 複数の相続人のうちの一部の方に相続させる場合
 - ② 相続権のない方に承継させる場合（遺贈）
 - ③ 財産ごとに相続人を指定する場合
- などに遺言書は有効であると思われれます。

ロ 一方、遺言書を残さない場合には、分割をスムーズに行うために

- ① 財産分けを前提とした財産の小口化
- ② 居住用宅地について相続予定と居住関係の整理
- ③ 未利用地の活用
- ④ 低収益資産を優良資産に組替えるなどに配慮したいものです。



(3) 納税対策・・・(納税者は相続財産を取得した相続人であります。)

イ 相続税はどのようにして納付するのか？

現金納付 (申告期限内に金銭納付)

現金納付が困難な場合

- ・ 延納 (分割払い)
- ・ 物納 (不動産、公社債、上場株式等)

ロ 納税資金

- ・ 自分が持っている現預金
- ・ 相続を受けた現預金
- ・ 相続の時もらえる生命保険
- ・ 相続でもらった不動産の売却
- ・ 相続でもらった不動産による納付

ハ 物納

物納により納付するには生前に物納できる状況を整えておく必要があります。

- ・ 地籍測量
- ・ 境界の確認
- ・ 隣接地が公共用道路であるときは、道路明示
- ・ 貸宅地の整備等 (借地権との交換)
- ・ その他の整備

(4) 節税対策

生前に節税策を実行し相続税の節税にはなっても、その後相続人を苦しめることだって起こり得ます。事業 (会社) 経営者の事業承継対策も同じであります。

そこで、節税対策は相続開始後のことまで念頭に置いて、相続人方の身になって検討し、節税対策を実行するかどうかを決定する必要があります。

2 相続税の概要 (心配する前に)

相続財産が基礎控除額以下なら相続税はかかりません。

(1) 基礎控除額

基礎控除額 = 5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

(2) 配偶者が相続した財産については、

① 法定相続分相当額 (子があれば1/2) 又は

② 1億6千万円

以内であれば配偶者の相続税は0円となります。

(3) 相続財産の評価

相続財産を金銭価値に置き換えるため財産の種類によってその評価の方法が異なります。

(4) 特例・・・(各特例の内容は省略します)

被相続人及び相続人の立場によっては、相続税の計算に有利となる特例があります。

- ・ 農地等の相続税の納税猶予
- ・ 非上場株式等の相続税の納税猶予 (事業承継税制・経済産業大臣に事前確認)
- ・ 小規模宅地等の特例
- ・ 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用財産の特例 などがあります。

なお、具体的な相続税の**節税対策等**については、次回をお楽しみに・・・